

平成 28 年 10 月 17 日

部局長各位

三豊市長 横山忠始
(公 印 省 略)

平成 29 年度当初予算編成方針について (通知)

このことについて、三豊市予算規則第 5 条に基づき、次のとおり通知する。

第 1 国 の 動 向

国の平成 29 年度予算は、「経済財政運営と改革の基本方針 2016」を踏まえ、引き続き「経済・財政再生計画」の枠組みの下、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組むものとし、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化するとしている。

地方財政に関しては、人口減少や少子高齢化などの構造的課題に対処するため、住民に身近な行政サービスを担う地方団体が、中長期的な観点から一億総活躍社会の実現に向けた取り組みを進めるとともに、地域の実情に応じ、自主性・主体性を最大限発揮して地方創生を推進することができるよう安定的な税財源基盤の確保のため、平成 28 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとしている。

そうした中で、地方交付税については、本来の役割が適切に発揮されるよう総額を確保するとしているが、原資となる国税の伸び悩みにより財源不足が予想され、出口ベースで 4.4%の減となるなど、厳しい状況となっている。

第 2 本 市 に お け る 当 初 予 算 編 成 の 基 本 的 な 考 え 方

本市の平成 29 年度当初予算については、人口減少という社会的な構造変化に対応しつつ、未来へ向けた投資を確実に進めるため、後期基本計画に示された「“豊かさ”をみんなで育む市民力都市・三豊」の総仕上げと、第 2 次行政改革大綱で定めた「質の改革」を基調とした行政サービスの最適化を徹底するとともに、真に必要で緊急性の高い事務事業に要する経費についてのみ予算化する。

また、合併特例モードから平時モードへの移行期間となる平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 年間の収支試算を行ったところ、何ら対策をとらない場合、5 年間で総額 123 億を超える財源不足が見込まれる極めて厳しい財政状況であることから、平成 29 年度のみならず平成 30 年度以降においても、既存のあらゆる予算措置について、従来の計上方法にとらわれることなく、ゼロベースでの見直しを進め、歳出改革・効率化と市民ニーズを踏まえたサービスの向上に取り組むものとする。

第3 予算編成要領

1. 総括的事項

(1) 重点事項

当初予算は、総計予算主義の原則に基づき、年度間を通じて予測される全ての歳入歳出を漏れなく計上する年間総額予算として編成を行うものとし、年度途中の補正については、制度改正や災害等、真にやむを得ないもの以外は行わないので厳に留意すること。

重点施策については、次に掲げる基本目標に対応するもので、「三豊市新総合計画」第9期実施計画（平成29年度～平成30年度）における各部局長の運営方針で示すものとする。

【基本目標】

- ① 活気にあふれ、産業が躍動するまちづくり
- ② 豊かな自然と共生し、環境にやさしいまちづくり
- ③ 人々が助け合う、安全・安心なまちづくり
- ④ 人々が支えあい、健康でいきいきと暮らせるまちづくり
- ⑤ 豊かな心を育み、文化を発信するまちづくり
- ⑥ とともに考え行動する、自らが創るまちづくり

【留意事項】

- ① 入るを計って出るを制す（財政運営の基本原則）の徹底
- ② 公的分野に関わる者（市民等を含む。）の意識改革の徹底
- ③ 市が担うべき分野における「効率的で機能する市役所組織」の実現

(2) 枠配分

平成28年度から普通交付税の合併特例措置の遡減が始まっていることから、将来的な財源状況等を勘案した歳出規模（一般財源ベース）への計画的な縮減が不可欠であることに留意するとともに、部局長の下で各課が主体的に事業の方向性を判断し、コスト意識の向上と質の高いサービスの提供による効率的な行政運営を行うため、一定の予算枠を配分する。

なお、収支試算における財源不足への対策として、今回は経常的経費（一般財源ベース）を1%削減して各部局に枠配分するものとし、その他の政策的経費等についてはこれまでと同様に一件査定を行う。

(3) 事業の重点的・計画的推進

部局長の運営方針や事後評価結果等を踏まえ、事務事業の取捨選択を行った上で、枠配分された一般財源をベースに予算を編成すること。

なお、人口減少対策、地域経済の好循環の確立、子育て支援や教育環境の充実、さらには、公共施設等総合管理計画に基づく老朽化対策などの政策的経費について

は、予算編成過程において検討する。

また、合併特例期間に終わっておくべき公共施設等の統合整備（除却を含む。）については、人口減少による利用需要の変化を十分踏まえ、真に必要なものについてのみ計画するものとし、総合管理計画等に基づく進行管理により、財政負担の軽減・平準化に努めること。

（４）行政改革の実行

右上がりの経済成長は望めず税収は限られ、地方交付税は人口と共に減少傾向にある。さらに、社会保障費の増大による予算の硬直化も課題であることから、何かの予算を増やすには別の予算の削減をセットで考えなければならない状況にある。

このような状況を踏まえ、市民サービスを低下させないように、引き続き行政内部の合理化を徹底して進めつつ、今後においては地域や現場の創意工夫を汲み上げるボトムアップによる改革を含め、さらなる組織と予算の最適化と、公共サービスのあり方をより進化させることで、自治の熟度と財政健全化の双方に貢献する「質の改革」に取り組むこと。

特に、第２次行革で各課で掲げた集中改革プランについては、予算に反映させながら着実に取り組みを進めること。

（５）国・県の動向等の的確な把握

国・県の予算編成の動向等に十分留意して的確に見積もるとともに、あらゆる方策を講じて積極的な財源の確保に努めること。

（６）横断的行政課題等への対応

行政ニーズの多種多様化に伴い、複数の課に関連・類似する事務事業等が見込まれる場合は、関係課間で調整し、事業の統合化と効率性の向上を図ること。

（７）行政の役割分担の明確化

新しい公共サービスがあふれるまちを目指す中で、行政の役割分担はもとより、その守備範囲と経費負担区分等を明確にすることで、経費全般にわたる徹底した見直しを進めること。

（８）議会・監査委員の意見等の対応

議会及び監査委員の意見や指摘事項等については、その趣旨を十分検討し、速やかな改善を図ること。また、請願、陳情等についても、事業の緊急性や実現性の可否等を精査すること。

（９）予算編成状況の情報共有

予算編成過程の情報共有のため、今年度から予算要求状況や査定進行状況などについて、経営会議（部長会議）において報告する。

2. 歳入に関する事項

歳入の見積りに当たっては、財源の確保に最大限努力するとともに、社会経済情勢の変動、国・県の施策及び制度の改正の動向等に十分留意の上、正確な積算基礎により確実な額を見込むこと。

- ① 市税については、地方税制度の動向や経済情勢の見通し、市民所得の推移等を把握・分析の上、的確に見積もること。また、税負担の公平を期するため、課税客体の完全捕捉に努めるほか、納期内納付の促進や滞納処分の強化を図るなど、収納率向上に最善の努力を払うこと。
- ② 使用料及び手数料については、「受益者負担に関する指針(策定中)」等に基づき、住民負担の公平性確保の観点に立ち、利用者負担の適正化を図ること。なお、実施した検証結果については予算に反映させること。
- ③ 国県支出金については、事務事業の緊急性及び必要性、効果等を十分精査の上、対象事業を厳選するとともに、国県等の制度改正や予算編成の動向等に十分留意し、漫然と従来の実績を計上することなく、関係機関との連絡を密にして最新の情報により、確実性のある額で見積もること。また、補助金・負担金対象事業になるものを市単独補助事業として実施することのないよう十分留意すること。
- ④ 財産収入については、市有財産の状況を的確に把握し、効率的な活用に努めるとともに、未利用地については、処分を含め有効活用を検討すること。また、財産貸付収入については、社会経済情勢等を考慮しながら見直しを行い、適正に見積もること。
- ⑤ 市債については、公債費の増加が後年度の財政運営に多大な影響を及ぼすことから、発行額の抑制に努めること。また、地方交付税措置のある有利な市債の選択に心がけるとともに、事業の適債性、充当率等については、企画財政課と事前に協議すること。
- ⑥ その他、ふるさと応援寄附金、広告収入及び資金運用など、金額の多寡にかかわらず、捕捉が困難なものについても極力把握するとともに、あらゆる角度から新たな財源の確保について積極的に検討すること。

3. 歳出に関する事項

全ての事業は、収入が確保されて、はじめて実施できることを念頭におき、当該年度の支出は当該年度の収入で賄うことを基本に、既存の事務事業全般について聖域なく抜本的な見直しを行い、必要最小限の経費で最大の行政効果が発揮できるよう創意工夫を図るとともに、限られた財源の重点的・効率的な配分を行う。

- ① 予算要求額の過大見積もりを避けるとともに、各費目を通じ、必要性、緊急性、行政効果などに欠ける経費は計上しないこと。
- ② 人件費、扶助費、公債費の義務的経費及び臨時職員賃金、時間外勤務手当については、現行制度に基づき積算すること。特に臨時職員賃金は年間必要額を計上し、増額補正のないようにすること。なお、臨時職員の任用については、予算査定のほ

か、人事課及び教育総務課のヒアリングを受けること。

- ③ 扶助費のうち市単独事業については、事業の内容変更（対象者の精査等）、廃止等事業の見直しを図ること。
- ④ 政策的経費については、第9期実施計画に計上されていることを絶対的条件とし、予算規模等の関係上、優先順位を明確にすること。
- ⑤ 新規の市単独事業は原則3年間を限度とし、事業効果を十分検証した上で計画すること。
- ⑥ 民間委託等の積極的な活用により、サービスの質の向上及び経費等の削減を図ることが可能な事務事業については、「アウトソーシングに関する指針」により、さらなる業務改革を進めること。特に、職務内容が民間と同種又は類似した業務で、民間委託の進んでいない分野については、民間委託等の可能性を検討すること。
- ⑦ 公共施設等の整備費に関しては、建設部局との調整はもとより、平成24年6月議会での工事請負契約の変更契約に関する附帯決議に留意するとともに、三豊市公共施設整備に関する事前協議実施規程に基づく審査を受けておくこと。
また、公共施設再配置計画との整合性を図るとともに、現有施設の利用状況と運営方法の再点検を行い、民間委託、転用及び譲渡を含め、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化の中で、地域の実情に即して計画すること。
- ⑧ その他、節別積算基準については、「歳出予算節別積算基準表」による。

4. 特別会計に関する事項

特別会計については、一般会計に準じ、経費の削減に取り組むこと。また、適正な受益者負担の確保を図り、収支の均衡に努め、業務運営の健全化に取り組むこと。

5. 企業会計に関する事項

企業会計については、一般会計に準じ、経費の削減に取り組むこと。また、経営の合理化を図るとともに、企業性格を十分に発揮し、独立採算制の確保に努めること。